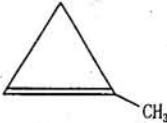


答申(案)

トリミルアゲン

食品名	残留基準値
米(玄米をいう。)	ppm 0.05

1-メチルシクロプロペン(1-methylcyclopropene)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	作用機構は、植物体中のエチレン受容体と結合することによるエチレンの生理作用の阻害である。その結果として処理した収穫後果実の貯蔵性あるいは日持ち性が向上すると考えられている。										
適用作物	農薬登録申請:りんご、なし、かき										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 カナダにおいてりんご、トマト等に、EUにおいて豆類等に、ニュージーランドにおいて果実及び野菜に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	「経口暴露による厳密な意味での一日摂取許容量を求めることはできないと考えられた。しかしながら、作物残留試験の結果、1-メチルシクロプロペンの残留量は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えられた。」 「なお、吸入暴露試験で得られた無毒性量の最小値であるラットを用いた90日間亜急性吸入毒性試験の 0.95mg/kg 体重/日から敢えてADIを算出するとすれば、安全係数 1000(種差:10、個体差:10、短期試験のため:10)で除した 0.00095mg/kg 体重/日が得られる。」										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:1-メチルシクロプロペン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="414 1069 1008 1252"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	1.4	幼小児(1~6歳)	3.2	妊婦	1.1	高齢者(65歳以上)	1.8
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	1.4										
幼小児(1~6歳)	3.2										
妊婦	1.1										
高齢者(65歳以上)	1.8										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 1-メチルシクロプロペン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
りんご	0.01		申			<0.01(※)、<0.01(※)
日本なし	0.01		申			<0.01
西洋なし	0.01		申			(日本なし参照)
かき	0.01		申			<0.01

答申(案)

(別紙2)

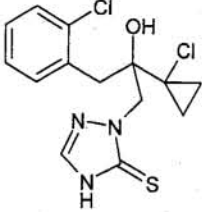
1-メチルシクロプロペン

食品名	残留基準値
	ppm
りんご	0.01
日本なし	0.01
西洋なし	0.01
かき	0.01

プロチオコナゾール(Prothioconazole)

農薬名 プロチオコナゾール

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 脂質合成経路中の2,4-メチレンジヒドロラノステロールのC14位の脱メチル化を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	インポートトレランス申請: 穀類、豆類、畜産物等/うどんこ病等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	穀類等に国際基準が設定されている。 米国、カナダ、EU、オーストラリアにおいては、穀類及び畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.011 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: プロチオコナゾール(親化合物)及び代謝物M17(ただし、畜産物においてはこれら2化合物の抱合体を含む)										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="398 1050 990 1236"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	6.5	幼小児(1~6歳)	14.2	妊婦	5.7	高齢者(65歳以上)	6.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	6.5										
幼小児(1~6歳)	14.2										
妊婦	5.7										
高齢者(65歳以上)	6.1										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準 ppm	
小麦	0.07		IT	0.05	0.07	アメリカ 【<0.02, <0.02(n=17)(米国小麦・玄麦)】 【<0.02-0.05(n=16)(カナダ小麦・玄麦)】
大麦	0.35		IT	0.05	0.35	アメリカ 【<0.02-0.09(n=10)(米国大麦・玄麦)】 【<0.02-0.15(n=10)(カナダ大麦・玄麦)】
ライ麦	0.05			0.05		
その他の穀類	0.05			0.05		オート麦、ライコムギ
大豆	0.15		IT		0.15	アメリカ 【<0.05-0.12(n=20)(米国だいず・種子)】 【<0.05(n=1)(カナダだいず・種子)】
小豆類	0.9		IT		0.9	アメリカ 【<0.05-0.25(n=8)(米国小豆類・種子)】 【<0.05-0.13(n=2)(カナダ小豆類・種子)】
えんどう	0.9		IT		0.9	アメリカ 【<0.05-0.34(n=6)(米国えんどう豆)】
らっつかせい	0.02		IT	0.02	0.02	アメリカ 【<0.05-0.66(n=7)(カナダえんどう豆)】
その他の豆類	0.9		IT		0.9	アメリカ 【<0.02, <0.02(n=12)(米国のらっつかせい)】
てんさい	0.25		IT		0.25	アメリカ 【<0.05-0.17(n=12)(米国のてんさい)】
なたね	0.15		IT	0.05	0.15	アメリカ 【<0.02-0.09(n=6)(米国なたね・種子)】 【<0.02-0.04(n=16)(カナダなたね・種子)】
牛の筋肉	0.2		IT	0.2	0.02	アメリカ
豚の筋肉	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
その他の陸域哺乳類に属する動物の筋肉	0.2		IT	0.2	0.02	アメリカ
牛の脂肪	0.1		IT	0.01	0.1	アメリカ
豚の脂肪	0.01		IT	0.01	0.01	アメリカ
その他の陸域哺乳類に属する動物の脂肪	0.1		IT	0.01	0.1	アメリカ
牛の肝臓	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
豚の肝臓	0.2		IT	0.2	0.05	アメリカ
その他の陸域哺乳類に属する動物の肝臓	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
牛の腎臓	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
豚の腎臓	0.2		IT	0.2	0.05	アメリカ
その他の陸域哺乳類に属する動物の腎臓	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
牛の食用部分	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
豚の食用部分	0.2		IT	0.2	0.05	アメリカ
その他の陸域哺乳類に属する動物の食用部分	0.2		IT	0.2	0.2	アメリカ
乳	0.02		IT	0.004	0.02	アメリカ
鶏の肝臓	0.02		IT	0.02	0.02	アメリカ
その他の家禽の肝臓	0.02		IT	0.02	0.02	アメリカ

(H)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

プロチオコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.07
大麦	0.35
ライ麦	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.15
小豆類 ^(注2)	0.9
えんどう	0.9
らつかせい	0.02
その他の豆類 ^(注3)	0.9
てんさい	0.25
なたね	0.15
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注4) の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^(注5)	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きん ^(注6) の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するプロチオコナゾールとは、プロチオコナゾール及び代謝物M17の和をいい、畜産物にあっては、これら2化合物の包含体を含むものをいう。

(注1)その他の穀類とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注3)その他の豆類とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びビスパイス以外のものをいう。

(注4)その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注6)その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピロメシフェン (Spiromesifen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	環状ケトエノール系殺虫剤 アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類等のアセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより殺幼虫、殺卵効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: ミニトマト、もも、ネクタリン等/ハダニ類、コナジラミ類										
我が国の登録状況	茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国及びカナダにおいて、とうもろこし、アブラナ科野菜、いちご、乳等に、EUにおいて、いちご、トマト、豆等に、ニュージーランドにおいて、ピーマン、トマト、きゅうり等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: 農産物については、スピロメシフェン及び代謝物M1。 畜産物については、スピロメシフェン、代謝物M1、M2及びM2の抱合体。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>76.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>40.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	38.0	幼小児(1~6歳)	76.2	妊婦	29.8	高齢者(65歳以上)	40.8
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	38.0										
幼小児(1~6歳)	76.2										
妊婦	29.8										
高齢者(65歳以上)	40.8										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 スピロメシフェン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
小麦	0.01	0.01		0.03	アメリカ	【詳細は部会報告書参照】
大麦	0.01	0.01		0.03	アメリカ	【詳細は部会報告書参照】
とうもろこし	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.01(n=18)(米国とうもろこし)】
その他の穀類	0.01	0.01		0.03	アメリカ	【米国小麦、大麦参照】
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.01(n=14)(米国ばれいしょ)】
さといも類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
やまいも	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.01	0.01		0.03	アメリカ	【詳細は部会報告書参照】
クレソン	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
キャベツ	2.0	2.0		2.0	アメリカ	【0.017-1.910(n=6)(米国キャベツ)】
芽キャベツ	2.0	2.0		2.0	アメリカ	【米国ブロッコリー、キャベツ参照】
ケール	12	12		12	アメリカ	【米国からしな参照】
きょうな	12	12		12	アメリカ	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	12	12		12	アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	2.0	2.0		2.0	アメリカ	【米国ブロッコリー、キャベツ参照】
ブロッコリー	2.0	2.0		2.0	アメリカ	【0.017-0.713(n=6)(米国ブロッコリー)】
その他のあぶらな科野菜	12	12		12	アメリカ	【米国からしな参照】
チコリ	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
エンダイブ	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
しゅんぎく	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
レタス	12	12		12	アメリカ	【詳細は部会報告書参照】
その他のきく科野菜	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
パセリ	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
トマト	3	0.7	○・申	0.45	アメリカ	0.09,0.21/0.13(n=6),0.36(n=1) (トマト) 1.09(n=1),0.82(n=1) (ミニトマト) 1.38,0.77
ピーマン	3	0.45	申	0.45	アメリカ	【0.0131-0.0569(n=5)(米国ピーマン)】
なす	2	0.45	申	0.45	アメリカ	0.66,1.00
その他のなす科野菜	0.45	0.45		0.45	アメリカ	【0.050,0.028(n=2)(米国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【0.017-0.034(n=6)(米国きゅうり)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
しろりり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
すいか	0.3	0.1	申	0.10	アメリカ	0.06(n=3),0.03
メロン類果実	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【0.016-0.072(n=6)(米国カンタロープ)】
まくわうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
ほうれんそう	12	12		12	アメリカ	【0.307-8.65(n=6)(米国ほうれんそう)】
しょうが	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
その他の野菜	12	12		12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
りんご	2	2	○			0.86,0.37
日本なし	2	2	○			0.56,0.34
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.2		申			<0.03,<0.03(果肉)
ネクタリン	1		申			0.50,0.44
あんず(アブリコットを含む)	5		申			(ゆめ参照)
すもも(プルーンを含む)	0.7		申			0.24(n=3),0.09
うめ	5		申			2.14(n=3),0.80
おうとう(チェリーを含む)	5	5	○			2.63,2.66
いちご	2.0	2.0		2.0	アメリカ	【0.28-1.64(n=8)(米国いちご)】
その他の果実	0.45	0.45		0.45	アメリカ	【米国きゅうり、メロン類果実参照】